

ご家庭にお持ち帰りください

みどりのたより

健康保険組合

- 平成23年度 収支予算報告…… P11～P12
- 有馬みどり荘からのお知らせ …… P12
- メンタルヘルス相談窓口を開設しました … P13
- 平成22年度特定健診受診状況及び21年度保健指導利用の結果 … P14

厚生年金基金

- 平成23年度 予算のお知らせ…P15～P16
- 年金記録問題に係る当基金の基本方針について … P17

2011
SPRING



兵庫トヨタ自動車健康保険組合・兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

東北関東大震災におきまして、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

平成23年度 収入支出予算決定

過大な負担が続く高齢者医療制度と医療費の増加による厳しい財政状況により 4年連続赤字予算計上となりました

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の平成23年度収入支出予算を審議する第112回組合会が、平成23年2月17日(木)に兵庫トヨタ自動車(株)本社第1会議室で開催されました。

出席された23名の組合会議員の方々による審議が行われた結果、全議案が全議員の賛成により可決承認されました。

主 な 議 案

- 1 平成23年度収入支出予算(案)について
- 2 同年度予算編成に伴う別途積立金の取り崩しについて
- 3 診療報酬明細書等の保存に関する管理規程の制定について
- 4 レセプトのオンライン請求に係る安全対策規程の制定について

平成20年4月から始まった新しい高齢者医療制度によって厳しい運営を強いられている当健保組合ですが、平成22年度には保険料率を1000分の9引き上げさせていただいたため保険料収入は増加したものの、経常収支では約5,400万円の赤字決算となる見込みです。しかしながら、標準報酬月額や総標準賞与額が予算を上回ったため、赤字額は予算から1億円近く圧縮される見通しです。

その上での平成23年度予算ですが、各事業所の新卒者採用数の更なる減少によって月平均の被保険者数は昨年度より100名程度減少すると予測しています。標準報酬月額は若干の上昇が見込まれますが、保険料収入は前年を下回る18億3,020万円を見込んでいます。

支出では高齢者に掛かる医療費が少し落ち着いてきたこともあり、納付金総額が約8億8,000万円となって保険料収入の50%以内に収まっています。そこで23年度は、健保組合の本来の存在意義を再認識し、皆さんの健康維持と将来的な医療費削減のために、ここ数年縮小傾向にあった保健事業を厚くした予算を組ませていただきました。

その結果、経常収支差引額は△2億7,084万7千円となり、4年連続で赤字予算となりました。

健康保険の部

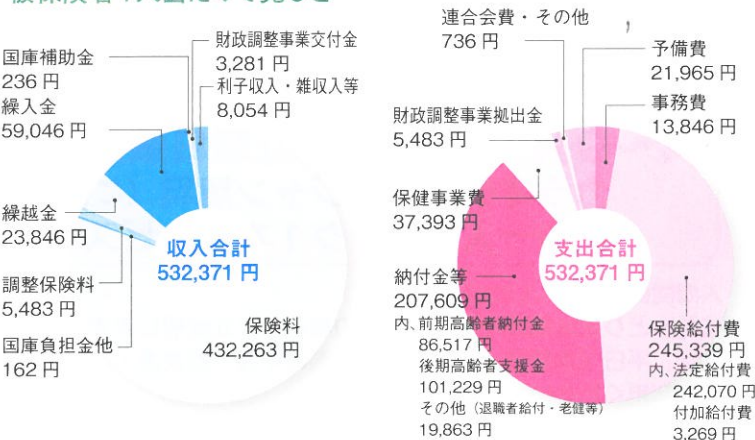
●予算の基礎数値

- 被保険者数..... 4,234人
(男性 3,689人、女性 545人)
- 平均標準報酬月額..... 337,474円
(男性 355,689円、女性 214,205円)
- 総標準賞与額..... 3,725,996千円

- 被保険者平均年齢..... 37.32歳
(男性 38.44歳、女性 29.98歳)
- 被扶養者数..... 5,331人
(男性 1,715人、女性 3,616人)
- 保険料率..... 89.00/1,000
一般保険料率 87.89/1,000 調整保険料率 1.11/1,000
(基本保険料率 45.78/1,000)
(特定保険料率 42.11/1,000)

平成22年度収入支出予算概要		
収入	保険料	1,830,202千円
	国庫補助金	688千円
	調整保険料	23,213千円
	繰越金	100,963千円
	国庫補助金	250,001千円
	財政調整事業交付金	1,004千円
	利子収入・雑収入等	13,890千円
	収入合計	34,099千円
	経常収入合計	2,254,060千円
	経常収入合計	1,865,989千円
支出	事務費	58,624千円
	保険給付費	1,038,765千円
	法定給付費	1,024,923千円
	付加給付費	13,842千円
	納付金等	879,015千円
	前期高齢者納付金	366,313千円
	後期高齢者支援金	428,603千円
	その他(退職者給付・老健等)	84,099千円
	保険事業費	158,320千円
	財政調整事業拠出金	23,213千円
支出合計		2,254,060千円
経常支出合計		2,136,836千円
経常収支差引額		△270,847千円

被保険者1人当たりで見ると



経常収支差引額 2 億 7,084 万 7 千円の赤字予算となりました。

介護保険の部

●予算の基礎数値

- 第2号被保険者数.....1,709人
(男性 1,646人、女性 63人)
- 特定被保険者数.....75人
(男性 74人、女性 1人)

- 平均標準報酬月額.....411,276円
- 総標準賞与額.....1,889,505千円
- 保険料率.....13.00/1,000

収入	項目	金額 (千円)
	保険料	139,409
	繰越金	18,000
	繰入金	1
	合計	157,410

支出	項目	金額 (千円)
	介護納付金	142,988
	還付金	12
	積立金	14,410
	合計	157,410

お知らせ 1

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が決まりました。

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について、当健康保険組合の平成22年9月末における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は次の通りです。

標準報酬月額・・・340,000円、標準報酬日額・・・11,330円

この標準報酬月額は平成23年4月1日から24年3月31日まで適用します。

お知らせ 2

出産育児一時金の受取代理制度ができました。

出産育児一時金を出産費用の支払いに充てる場合に、直接支払制度に加えて受取代理制度ができました。これは、分べん件数の少ない医療機関等で直接支払制度を利用できない場合に利用される制度です。

どちらの制度に対応しているかは医療機関や分べん施設の規模などによって異なりますので、制度のしくみや手続きの詳細については、医療機関等や健保組合にお尋ねください。

お知らせ 3

ホームページ開設準備中です。

当健保組合では、情報発信や各種申請等での利便性の向上を図るため、平成23年度6月頃を目処にホームページの開設を準備中です。もうしばらくお待ちください。

有馬みどり荘からのお知らせ

4～9月、木曜日と金曜日限定のキャンペーン実施中!

カラオケ・マージャン無料 (ご予約先着順)

プラス お一人ドリンク1本サービス!!

人間関係、うまくいってますか。

有馬みどり荘は親睦を深める最適の場として立候補します。

ぜひ、平日(木曜日・金曜日)に職場の仲間・お友達・ご家族等
でご利用ください。お待ちしております。

※長らくご不便をお掛けしていましたが、3月よりバスタオルを用意させていただいています。

お越しになる時のお荷物が少し少なくなり、よりご利用しやすくなると思いますので、キャンペーンと合わせてたくさんの方のご来館をお待ちしています。



メンタルヘルス相談窓口を開設しました

心と身体の健康づくりには、早めの対処が大切です。
つらい時は、自分で何とかしようとするだけでなく、心の専門家にも相談しましょう。
臨床心理士を中心とした心理カウンセラー等のこころの専門スタッフが、電話やweb、面談によるカウンセリングを行います。
外部の専門機関でプライバシーは厳守されます。
相談は無料(面談は年間5回まで無料)、必要に応じて心療内科・精神科等の専門医療機関をご案内・ご紹介することも可能です。
組合員と組合員のご家族がご利用いただけますのでお気軽にご相談ください。
(ティーベック(株)に委託しています)



電話カウンセリング

受付時間9:00~22:00

- ・専用フリーダイヤル
- ・通話無料(携帯電話もOK)
- ・年中無休

webカウンセリング

24時間受付

- ・年中無休
- ・eメールによる返信は2~3日要します
- ・携帯電話からのアクセスはできません

面談カウンセリング

完全予約制

- ・電話またはwebで予約
- ・一人、年間5回まで無料
- ・兵庫県内9ヶ所を含む
全国約220ヶ所で相談できます
- <電話予約受付>
平日 9:00~21:00
土曜日 9:00~16:00
(祝日・12/31~1/3を除く)
- <web予約受付>
24時間・年中無休

思い当たることはありませんか？

- ・人間関係の悩み
- ・育児・介護ストレス
- ・眠れない...
- ・こころの悩みを聞いてほしい など
- ・出社・登校拒否

相談・予約電話番号 **0120-150-251**

アドレス	http://www.t-pec.co.jp/z-mental/hyogotoyota/index.html
ユーザー名	hyogotoyota
パスワード	150251

予約から面談までの流れ ※詳細は直接ご確認ください

- ①電話またはwebで予約
(面談希望日の目安: 約2週間後以降)
- ②面談カウンセリング
・1回約50分 ・2回目以降は直接予約
・6回目以降は自己負担によるカウンセリングが可能

※当健保の被保険者・被扶養者の方だけが利用できる窓口ですので、第三者には知らせないようにしてください。

◇ 平成23年度の新しい保健事業 ◇

◎人間ドックの充実を図ります (すでに案内済み)

今年36歳から39歳になる方にも半日ドックを受けていただけるようになりました。また、男性50歳以上の方のPSA、女性40歳以上の方のマンモグラフィーを標準検査として自己負担無しで受けていただけます。

◎被扶養者の巡回健診 (自己負担金5,000円)を実施します

特定健診も兼ねた巡回健診を始めます。マンモグラフィーや子宮がん検査を取り入れた主に女性向けの健診です。詳細は後日ご案内いたしますが主婦ドックや集合契約による特定健診と重複して受けることは出来ません。

◎歯科検診を受けていただいた費用の一部を補助します

兵庫県歯科医師会に加入の歯医者さんで歯の点検を受けていただいた時、費用3,150円のうち2,000円を健保組合が後日補助します。
6月下旬に実施する予定です。

◎特定健診・特定保健指導対象者の範囲を拡大します

現在40歳以上の方に受けていただいている特定健診の対象年齢を35歳まで引き下げ、必要に応じて厚生労働省が定める基準外の方も保健指導が利用できるようにします。

平成22年度特定健診受診状況及び21年度保健指導利用の結果

平成20年度から始まった特定健診も3年が経過しました。

昨年度と比較すると受診者数の増加もありますが、それ以上に積極的支援の対象者が増えて、人数で73人（前年比114.7%）、受診者における構成比でも2.6%アップとなり、特定保健指導への取り組みが急がれます。特定保健指導は22年度から本格的に展開していますが、21年度に試行的に受けていただいた30名の方の結果（指導効果）は下表の通りです。大半の方に何らかの効果が現れていますので、22年度の指導を利用される方は、ぜひ真剣に取り組んでいただき生活習慣の改善を図って下さい。

平成22年度 特定健診結果（22年度途中の加入・脱退者を除いた厚労省への報告ベース）

事業所	対象者数	受診者計	受診率	要指導者数 (S+D)	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者	保健指導 利用率	積極的 支援 (S)	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者	動機づけ 支援 (D)	構成比 (受診者内)	保健指導 利用予定者
兵庫トヨタ自動車	440	428	97.3%	143	33.4%	49	34.3%	114	26.6%	41	29	6.8%	8
神戸トヨベッ	390	373	95.6%	113	30.3%	52	46.0%	94	25.2%	45	19	5.1%	7
トヨタカローラ兵庫	142	142	100.0%	54	38.0%	22	40.7%	37	26.1%	18	17	12.0%	4
ネッツトヨタ神戸	96	96	100.0%	38	39.6%	13	34.2%	32	33.3%	12	6	6.3%	1
トヨタカローラ姫路	136	135	99.3%	55	40.7%	15	27.3%	46	34.1%	13	9	6.7%	2
ネッツトヨタ兵庫	144	143	99.3%	50	35.0%	22	44.0%	40	28.0%	19	10	7.0%	3
トヨタレンタリース兵庫	52	49	94.2%	21	42.9%	17	81.0%	17	34.7%	16	4	8.2%	1
トヨタエルアンドエフ兵庫	95	95	100.0%	28	29.5%	14	50.0%	20	21.1%	8	8	8.4%	6
健康保険組合	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	1	20.0%	0
兵庫トヨタマリン	6	4	66.7%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	1	25.0%	0
ネッツトヨタゾナ神戸	71	70	98.6%	28	40.0%	13	46.4%	27	38.6%	13	1	1.4%	0
兵庫トヨタサービス	8	6	75.0%	1	16.7%	1	100.0%	1	16.7%	1	0	0.0%	0
トヨタレンタリース神戸	23	20	87.0%	3	15.0%	3	100.0%	1	5.0%	1	2	10.0%	2
ジェームス神戸	1	1	100.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0	0.0%	0
サンワテクノクラフト	18	17	94.4%	4	23.5%	4	100.0%	3	17.6%	3	1	5.9%	1
サンメイト商事	1	1	100.0%	0	0.0%	0	—	0	0.0%	0	0	0.0%	0
任意継続者	72	7	9.7%	2	28.6%	0	0.0%	1	14.3%	0	1	14.3%	0
被扶養者	961	374	38.9%	28	7.2%	0	0.0%	14	3.7%	0	14	3.5%	0
合 計	2,661	1,966	73.9%	570	29.0%	225	39.5%	447	22.7%	190	123	6.3%	35

平成21年度特定保健指導利用結果のまとめ（指導利用者30名）

	肥満度			血糖値	脂質		血圧	
	体重	腹囲	B M I	HbA1c	中性脂肪	HDLコレステロール	最高血圧	最低血圧
基 準 値	—	男性85cm	25.0	5.2%	150mg/dl	40mg/dl	130mmHg	85mmHg
指導前平均値	78.81	92.3	26.56	5.31	251	50.8	146.8	90.1
改善した人	24	22	22	12	20	17	19	16
悪化した人	6	6	8	9	10	12	9	13
指導後平均値	75.45	89.5	25.62	5.26	204	54.0	143.2	88.5
平均変化幅	△3.36kg	△2.8cm	△0.9	△0.05%	△47mg/dl	+3.2mg/dl	△3.6mmHg	△1.6mmHg

平成22年度 主婦ドック 事業所別受診状況

平成22年度主婦ドックは昨年8月から10月に実施され、受診者数・受診率ともにほぼ前年並みでした。

23年度はもっと多くの方に受診していただくために、受診期間の拡大を検討しています。また、乳がんのマンモグラフィ検査については40歳以上の方には標準検査として、自己負担無しで受診していただけるように制度を変更しました。

事業所	対象者	受診者	受診率
兵庫トヨタ自動車	452	121	26.8%
神戸トヨベッ	431	108	25.1%
トヨタカローラ兵庫	192	39	20.3%
ネッツトヨタ神戸	141	37	26.2%
トヨタカローラ姫路	151	46	30.5%
ネッツトヨタ兵庫	177	32	18.1%
トヨタレンタリース兵庫	64	21	32.8%
トヨタエルアンドエフ兵庫	96	23	24.0%
健康保険組合	4	2	50.0%

事業所	対象者	受診者	受診率
兵庫トヨタマリン	4	1	25.0%
ネッツトヨタゾナ神戸	94	25	26.6%
兵庫トヨタサービス	3	3	100.0%
トヨタレンタリース神戸	33	9	27.3%
ジェームス神戸	1	0	0.0%
サンワテクノクラフト	16	6	37.5%
サンメイト商事	0	0	-
任意継続者	64	26	40.6%
合 計	1,923	499	25.9%

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

平成23年度 予算のお知らせ

去る2月17日に開催された第111回代議員会におきまして、提出された全議案について、いずれも異議なく原案どおり可決承認されましたのでお知らせします。

提出された議案

- 第1号議案 平成23年度事業計画（案） 第3号議案 基金規程の一部変更について
第2号議案 同 予算（案） 第4号議案 年金記録問題に係る当基金の基本方針について

年金経理

年金の給付や掛金の徴収、年金資産の運用損益などを処理する会計（単位：千円）

●予定損益計算書

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

費用勘定		収益勘定	
科 目	推 計 額	科 目	推 計 額
年金給付費	1,064,000	掛金等収入	1,061,000
移換金	53,000	受換金	1,000
離婚分割移換金	4,000	政府負担金	49,000
拠出金	1,000	当期運用収益	957,000
固有の信託報酬	65,000	最低責任準備金（継続基準）減少額	424,000
業務委託費	14,000		
指定年金数理人費	1,000		
数理債務増加額	133,000		
最低責任準備金（継続基準）増加額	934,000		
未償却過去勤務債務減少額	133,000		
当年度剰余金	90,000		
計	2,492,000	計	2,492,000

●予定貸借対照表

（平成24年3月31日現在）

資産勘定		負債勘定	
科 目	推 計 額	科 目	推 計 額
流動資産	184,000	流動負債	41,000
預貯金	85,000	未払運用報酬等	33,000
未収掛金	89,000	未払業務委託費	7,000
未収受換金	1,000	未払指定年金数理人費	1,000
未収政府負担金	9,000	支払備金	196,000
固定資産	17,115,000	未払給付費	178,000
信託資産	17,115,000	未払移換金	18,000
未償却過去勤務債務残高	586,000	給付債務	18,968,000
特別掛金収入現価	586,000	数理債務	5,265,000
基本金	1,410,000	最低責任準備金（継続基準）	13,703,000
繰越不足金	1,410,000	基本金	90,000
		当年度剰余金	90,000
計	19,295,000	計	19,295,000

予算策定時の運用利回りについて

年金経理の運用収益の基となる信託資産の運用利回りにつきましては、予算策定時点の委託先信託銀行4行の期末予想を参考に設定いたしました。

・平成22年度 1.0% ・平成23年度 5.5%

なお、3月11日発生の東北関東大震災が及ぼす影響については、考慮していません。

年金経理の主な用語説明

- 年金給付費 受給者にお支払いする年金額
- 移換金 / 受換金 基金を脱退した人や、基金に再加入した人の年金の原資を、基金と企業年金連合会でやりとりする額
- 固有の信託報酬 年金資産を運用する信託銀行に支払う手数料
- 指定年金数理人費 指定年金数理人の診断や助言をうけるための費用
- 政府負担金 年金の支払いにかかる費用のうち、国から交付される額
- 流動資産 預貯金と当年度分の掛金収入などで、入金が翌年度になる額
- 固定資産 年金の支払いのために、運用機関で運用されている年金資産
- 流動負債 当年度分の費用のうち、支払いが翌年度になる額
- 未償却過去勤務債務残高 積立不足のうち特別掛金などにより計画的に償却する予定の額
- 数理債務 上乗せ部分の支払いのために、現時点で積み立てていなければならない額
- 最低責任準備金（継続基準） 代行部分の支払いに備えて、現時点で保有すべき額

業務経理業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理する会計（単位：千円）

● 予定損益計算書

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	14,420	事務費掛金	16,700
代議員会費	120	受取利息及び配当収入	15
業務委託費	120	当年度不足金	1,545
福祉施設会計への繰入金	2,760		
雑支出	840		
計	18,260	計	18,260

● 予定貸借対照表

（平成24年3月31日現在）

資産勘定		負債勘定	
科目	推計額	科目	推計額
流動資産	58,791	流動負債	2,564
預貯金	55,363	引当金	2,564
未収事務費掛金	1,392	基本金	57,772
有価証券	2,036	繰越剰余金	57,772
基本金	1,545		
当年度不足金	1,545		
計	60,336	計	60,336

事務費掛金の引き下げについて

厚生年金基金においては、基金事務局の運営などに係る諸経費を賄うために「事務費掛金」として全額事業主のご負担で拠出いただいています。当基金では、これまで拠出いただいた「事務費掛金」と諸経費との差額の累計が「繰越剰余金」として、平成22年度（平成23年3月末）では、5,770万円まで積み上がる見通しです。

このため、平成23年度予算を策定するにあたり、「事務費掛金」を算出【ご参考】

事務所別の事務費掛金は次の計算式で決定し、一事業年度を通じて定額となります。

新事業年度開始日の加入員平均給与月額×0.1%×加入員数

※「新事業年度開始日の加入員平均給与月額」＝

（3月末加入員の標準報酬月額－4月1日喪失者の標準報酬月額＋4月度新入社員の標準報酬月額）÷加入員数

するための料率を 1.5 / 1000 から 1.0 / 1000 へと 0.5 / 1000 引き下げることにいたしました。

これにより、「基金の事業運営に必要な経費を処理する会計」である「業務経理・業務会計」においては、単年度決算での赤字は避けられない見通しですが、先程の「繰越剰余金」を取り崩すことによって当分の間は【1.0 / 1000の掛金率】で基金事務局の運営を行って参ります。

業務経理福祉施設会計

基金の加入者・受給者に対する福祉に必要な経費を処理する会計（単位：千円）

● 予定損益計算書

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	1,610	業務会計からの受入金	2,760
福祉施設費	1,130		
雑支出	20		
計	2,760	計	2,760

過去の実績と平成22年度・23年度の見込み

● 年度末信託資産

（単位：百万円）



● 年間掛金等収入と年間年金給付費

（単位：百万円）



● 年金受給者の推移

（単位：人）



基金規程の一部変更について

財務及び経理に関する規程の変更 平成23年4月1日施行、適用

平成22年2月26日付で『年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的取扱い等について』が厚生労働省から発出されました。

これは、①「年金経理から業務経理への繰入れの特例」および②「I型基金における機械処理経費等」に関して定めるといものです。

①の「年金経理から業務経理への繰入れの特例」につきましては、平成22年度・23年度に限り、年金記録突合（整備）に係る費用について年金経理から業務経理への繰入れを認めるということです。

当基金は、現在のところ業務経理に剰余金もあり、結果的に年金資産を減らすことになる年金経理からの繰入れを行う予定はありません。

②の「I型基金における機械処理経費等」については、『I型基金が委託可能な業務のうち、自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することが可能になった』ということです。

当基金はII型基金であり、今後もI型基金に移行する予定はありませんが、この措置に伴う勘定科目の追加は全基金が対象となっていますので、貸借対照表の負債勘定に「未払機械処理経費等」および、損益計算書の費用勘定に「機械処理経費等」を追加いたします。

【ご参考】I型基金とは

I型基金はさらにIA型とIB型に細分化されます。

IA型は年金数理に関する業務に限り、外部に委託します。

IB型はこれに加えて、給付金支払い事務、政府負担金に関する事務が加わります。

このため、外部委託の比率が高いII型基金に比べ、事務処理要員の増加、処理機械の設置およびそれに伴うソフトウェアの管理が必要となります。

掛金徴収規程の変更 平成23年4月1日施行、適用

この規程変更は、当厚生年金基金独自の規程変更となります。

詳細は業務経理業務会計のところにあります、「事務費掛金の引き下げについて」をご覧ください。

年金記録問題に係る当基金の基本方針について

厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を代行しているため、基金加入員の資格の取得・喪失、給与等に関する年金記録については国と同様の取扱いをすることとなっています。このため、2007年に公表された国の5,000万件にも上る未整備の年金記録問題に端を発し、厚生年金基金に対しても記録の整備が求められています。

当基金の記録整備の進捗状況、費用等につきましては、過去4回、代議員会席上でご報告いたしましたが、平成22年10月5日に開催された年金記録回復委員会において、『国における記録訂正方針』が示されたことから、今後当基金の記録を訂正する場合の掛金・給付に関する方針を定めておくというものです。

基金記録を訂正する場合の掛金・給付に関する当基金の方針

- 平成21年9月17日開催の第106回代議員会において、当基金規約に「第81条の2給付の制限」として追加することを議決いたしました。
内容は、国の記録と当基金記録を突き合わせた結果、受給者の年金給付の額、または加入員・受給待期者が将来受ける年金給付の額について国の記録による方が多くなる場合であって、基金が事業主から給付の増額に対応する掛金の追加徴収を出来ない場合は、5年以上前の期間については時効を適用することによって、給付の増額を行わない。というものです。
- しかし、事業所としても該当者の古い記録は残っており、追加掛金は抛出しづらいのが現状といえます。
- こうしたなか、昨年10月に「国における記録訂正方針」が示されました。当基金もこれを機会に年金記録整備作業における基本方針として、下記のとおり定めておきます。
- 当基金の記録訂正は国からの第2次審査結果を踏まえて、基本方針に基づいて行う予定です。

年金記録整備作業における当基金の基本方針

不一致の内容	国		当 厚 生 年 金 基 金		
			記録・掛金	給 付	備 考
国の記録＞基金の記録		本人に連絡し、記録訂正の申出があれば、訂正を行う	受給者 ・職権により、基金記録を訂正 ・本人に連絡 ・事業主に対して掛金徴収は行わない	訂正後の記録に基づいて再裁定し、過小払い分を増額調整（付利不要）する	○事業所に対し、掛金負担を求めない理由 ・掛金負担を求める根拠に乏しく、掛金抛出を前提とした増額は、不公平が生じる ・対象者71名（H22年12月末現在）に対する増額分は全体で年間94千円と少額 ・対象者の大半は受給者および受給待期者
			待期者 ・職権により、基金記録を訂正 ・事業主に対して掛金徴収は行わない	支給年齢到達時に訂正後の記録に基づき裁定・給付	
			加入員 ・事業主に訂正届を依頼 ・事業主に対して掛金徴収は行わない	支給年齢到達時に訂正届反映後の記録に基づき裁定・給付	
国の記録＜基金の記録	受給者	本人に連絡せず、記録の訂正も行わない	受給者 本人に連絡せず、基金記録の訂正も行わない	現在の記録に基づき、継続して給付する	○国の記録に合わせて減額しない理由 ・当基金は記録に応じた掛金を徴収している ・「国の記録が大きい」場合と同様に増額分が少額 ・仮に「徴収過多」として掛金を返納した場合、過年度決算や納税額の修正、個人では社会保険料控除の問題も考えられる
	待期者	本人に連絡し、記録の訂正の申出があれば訂正する	待期者 同上	支給年齢到達時に現在の記録に基づき裁定・給付	
	加入員	同上	加入員 同上	同上	



在学中、納付が猶予された保険料は追納すれば年金額に反映されます。

20歳になると、国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられますが、納付が困難な学生については、「学生納付特例」により在学中の納付が猶予されます。この制度を利用すると、特例期間が国民年金の加入期間に含まれるほか、10年以内に保険料を追納すれば、将来うける年金額の計算にも特例期間が反映されます。



“学生納付特例”は、学生を保険料の未納から守ります

国民年金では、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方はすべて被保険者となり、このうち、農業、自営業者、学生等が該当する第1号被保険者は、月額1万5,020円（平成23年度）の保険料の納付が義務づけられます。

所得のない学生にとって月々の保険料はかなりの負担となるため、経済的な理由で未納となってしまうケースを防ぐ制度として「学生納付特例」があります。学生本人^{※1}の前年所得が一定額以下（表1参照）であることを条件に、申請によって認められれば在学中の保険料の納付が猶予され、特例期間は国民年金の加入期間に含まれます。

※1 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する方（夜間・定時制課程や通信課程も含む）。詳しくは、お住まいの市区町村窓口および最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターにお問い合わせください。

表1●「学生納付特例」の所得基準と申請要件（平成23年度）

所得基準	申請先	主な申請書類
118万円＋扶養親族等の人数×38万円 ＋社会保険料控除等	お住まいの市区町村の 国民年金担当窓口	・年金手帳 ・在学を証明する書類（学生証等） ・国民年金保険料学生納付特例申請書^{※2} ・前年所得を証明する書類等

※2 日本年金機構ホームページおよび一部の市区町村ホームページでダウンロードできるほか、お住まいの市区町村窓口および年金事務所に用意されています。

保険料の“納付猶予”と“未納”の違いに注意しましょう

「学生納付特例」が認められた場合、特例期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、特例期間中に障害や死亡など不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます※3。「学生納付特例」の申請をせず“未納”のままにしていると、将来うける年金が不利になることもあるので注意が必要です（表2参照）。

※3 障害基礎年金および遺族基礎年金には一定の受給要件があります。

表2●納付、納付猶予（学生納付特例）、未納の期間取り扱い

		納 付	納付猶予(学生納付特例)	未 納
障害基礎年金および遺族基礎年金の受給資格期間		算入されます	算入されます	算入されません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間	算入されます	算入されます	算入されません
	年金額の計算対象期間	算入されます	算入されません	算入されません

追納制度により、保険料をさかのぼって納付できます

通常、過去の未納保険料の納付期限は2年となっていますが、「学生納付特例」により納付猶予となった特例期間の保険料は、10年までさかのぼって納付することができます。この追納制度を利用することで、特例期間は“納付”の扱いとなり年金額に算入され、将来より満額に近い老齢基礎年金がうけられるようになります。

なお、特例期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合、経過した期間に応じて当時の保険料に加算額がつきます（表3参照）。経過期間が長いほど加算される金額が高くなるので、早めに追納することをおすすめします。

表3●平成23年度中に追納する場合の保険料と加算額（月額）

追納する場合、「国民年金保険料追納申込書」※4に必要事項を記入し、最寄りの年金事務所に提出します。納付方法は一括納付のほか、1ヵ月単位、2ヵ月単位、3ヵ月単位での分割納付も可能です。

年度	追納保険料	加算額	当時の保険料	年度	追納保険料	加算額	当時の保険料
13	1万5,350円	2,050円	1万3,300円	18	1万4,440円	580円	1万3,860円
14	1万4,760円	1,460円		19	1万4,470円	370円	1万4,100円
15	1万4,540円	1,240円		20	1万4,580円	170円	1万4,410円
16	1万4,340円	1,040円		21	1万4,660円	0円	1万4,660円
17	1万4,380円	800円	1万3,580円	22	1万5,100円	0円	1万5,100円

※4 日本年金機構ホームページでダウンロードできるほか、年金事務所に用意されています。



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、『夏号』(7月下旬発行予定)の写真です。【夏号応募締切日：6月30日(月)必着】

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。(2L判サイズ)
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点で提出をお願いします。)
- ③未発表作品(他の写真展等で入選していない作品)に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人(被写体)の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



〈表紙写真〉

撮 影 者 吉田隆信 様
事 業 所 トヨタカローラ姫路株式会社
撮影場所 香川県三豊郡詫間町